

企業結合会計に関する調査報告

－EUによる同等性評価に関連する項目について－

平成 19 年 10 月 16 日

企業会計基準委員会

企業結合プロジェクト・チーム

本報告で記載している国際財務報告基準（IFRS）第 3 号及び米国財務会計基準書（SFAS）第 141 号の改訂版は、平成 19 年の第 3 四半期に公表される予定であったが、本日現在、未だ公表されていない。しかしながら、本報告中にある両基準の内容は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会におけるこれまでの審議の結果確定しているものであるため、平成 19 年 10 月に公表されたものとみなして記載している。したがって、本報告には、両基準が公表された後、修正が必要となり得る表現が含まれている。

目 次

はじめに	1
第 1 章 企業結合の会計処理（持分プーリング法の取扱い）	2
第 2 章 株式を対価とする場合の対価の測定日	12
第 3 章 負ののれんの会計処理	17
第 4 章 少数株主持分の測定	25
第 5 章 段階取得における会計処理	31
第 6 章 外貨建のれんの換算方法	37

はじめに

平成 15 年 10 月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「企業結合会計意見書」という。）及び「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。企業結合会計基準は、従来、我が国において合併や子会社の株式取得などを含む広い意味での企業結合を包括的に定める会計基準がなかったことから、それまでの会計慣行や企業再編等に関する法制度との関係、あるいは国際的な会計基準における取扱い等についても考慮しつつ、理論面ないし実務面から検討を行ったうえで公表されたものである。

このように、我が国の企業結合会計基準は国際的な会計基準の動向を踏まえて設定され、また、そこにおける「企業結合」という経済事象に関する考え方も、基本的には国際的な会計基準と共通しているため、その多くの取扱いは国際的な会計基準と変わるものではない。しかしながら、限定的とはいえ持分プーリング法を採用する余地を残した点など、いくつかの点において国際的な会計基準とは異なっており、これらの相違点が、いわゆる EU 同等性評価に関連した欧州証券規制当局委員会（以下「CESR」という。）からの補正措置項目として提案されている。

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、この同等性評価による日本企業への影響の重要性に鑑み、平成 18 年 10 月に公表された「ASBJ プロジェクト計画表」において、企業結合に関するプロジェクトの検討スケジュールを明示した。この計画表に従い、平成 18 年 12 月に ASBJ 事務局において企業結合プロジェクト・チームが立ち上げられ、CESR から提案された企業結合に係る国際的な会計基準との主な相違点とそれぞれの根拠、我が国における企業結合会計基準の適用状況等について調査が行われた。この報告は、本プロジェクト・チームによるこれまでの調査結果を踏まえ、ASBJ における当該補正措置項目に関する今後の検討に資するようまとめたものである。

なお、企業結合により取得した仕掛中の研究開発費に係る会計処理についても、CESR から補正措置項目として提案されたが、これについては、別途、ASBJ 内に設置された無形資産専門委員会において検討が進められていることから、本報告では取り上げていない。

のれんの償却の問題（いわゆる正の値をとるのれんの規則償却の是非に係る問題）については、CESR から補正措置項目として提案されていないため、本報告では取り上げていない。また、国際的な会計基準である国際財務報告基準（IFRS）第 3 号（以下「IFRS 第 3 号」という。）及び米国財務会計基準書（SFAS）第 141 号（平成 19 年 10 月改訂）（以下「SFAS 第 141 号（R）」という。）が平成 19 年 10 月に改訂・公表されており、これらについてのコンバージェンスについても別途検討が必要になると思われる。

本報告は、企業結合プロジェクト・チームから ASBJ に対して提出されるものであり、ASBJ としての公式見解を示すものではない。

第1章 企業結合の会計処理（持分プーリング法の取扱い）

企業結合の会計処理は、次のように、パーチェス法（取得法）¹、持分プーリング法、そして、フレッシュ・スタート法があるとされる。

- ①パーチェス法（取得法）は、被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価とする方法である。
- ②持分プーリング法は、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本（純資産）を、それぞれの適切な帳簿価額で引き継ぐ方法である。
- ③フレッシュ・スタート法は、すべての結合当事企業の資産及び負債を、企業結合時の時価に評価替えする方法をいう。

本章では、我が国の会計基準と国際的な会計基準における企業結合の会計処理とそれぞれの主な根拠を比較するとともに、我が国において平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されている企業結合会計基準の適用状況に関する調査結果などを踏まえて、持分プーリング法による会計処理を存続すべきかどうかに関する今後の検討課題を示している。

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

(1) 企業結合における会計処理の比較要約表

日本基準	IFRS 第3号及びSFAS 第141号 (R)
企業結合が「取得」と判断される場合にはパーチェス法により処理し、企業結合が「持分の結合」と判断される場合には持分プーリング法により処理する。	パーチェス法（取得法）により処理する。

(2) 我が国の会計基準の定めと主な根拠

① 我が国の会計基準の定め

企業結合会計基準三 2. 及び 3. では、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在する以上、それぞれの経済的実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要があるとの考え方に立ち、取得に対してはパーチェス法、持分の結合に対しては持分プーリング法により会計処理することとしている。この取得と持分の結合を識別するための具体的な規準は、次のとおりである。

- ・ 共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合のうち、次の要件のすべてを充たすものは持分の結合と判定し、持分の結合と判定されなかったものは取得と判

¹ 平成19年10月に改訂されたIFRS第3号及びSFAS第141号(R)では、従来の「パーチェス法」に代えて、新たに「取得法 (acquisition method)」という用語を採用している。本報告では、特に弊害のない限り、「パーチェス法 (取得法)」と表記する。

定する。

- ア 企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること
- イ 結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと
- ウ 議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと

②持分プーリング法を認める主な根拠

企業結合会計意見書三 1. では、パーチェス法と持分プーリング法を並存させる理由として、主に、企業結合の経済的実態の相違と他の会計処理との整合性を挙げている。ここでは、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在するとしたうえで、まず、企業結合の多くに見られるような「取得」に該当する場合は、実質的にはいずれかの結合当事企業による新規の投資と同じであると考えており、取得に該当する企業結合が行われた場合の会計処理としては、交付する現金及び株式等の投資額を取得価額として他の結合当事企業から受け入れる純資産を評価することになるパーチェス法が、現行の一般的な会計処理と整合するとしている。

他方、企業結合の中には、いずれの結合当事企業も他の結合当事企業に対する支配を獲得したとは合理的に判断できないものがあるとし、このような「持分の結合」と考えられる企業結合は、いずれの結合当事企業の持分も継続が断たれておらず、いずれの結合当事企業も支配を獲得していないと判断される。すなわち、企業結合によって投資のリスクが変質しても、その変質によっては個々の投資のリターンは実現していないと考えられるため、持分の結合に該当する企業結合に対しては持分プーリング法を適用すべきであるとしている。また、この考え方は、現在、ある種の非貨幣財同士の交換を会計処理する際にも適用されている実現概念に通ずる基本的な考え方でもあるとしている。

なお、企業結合会計意見書では、フレッシュ・スタート法の採用の是非についても触れられており、企業結合会計意見書公表時の状況では、フレッシュ・スタート法を適用することが適切と考えられる事象やその根拠等が必ずしも明確ではないとして、企業結合の会計処理方法としてフレッシュ・スタート法は採用しないこととしている。もっとも、フレッシュ・スタート法が諸外国において企業結合の会計処理方法として採用された際等には、フレッシュ・スタート法の要否を検討する必要性が生ずる可能性があるとしているが、現時点においても、諸外国でフレッシュ・スタート法を採用するといった動向は認められていない²。

² ただし、平成19年10月に改訂されたIFRS第3号及びSFAS第141号(R)では、IASBあるいはFASBにおいてフレッシュ・スタート法を検討する段階には至っていないとしているものの、ジョイント・ベンチャーの形成や3つ以上の事業体による企業結合による新たな企業の設立に対して、フレッシュ・スタート法を適用すべきかどうか検討することについて関心があることが表明されており、将来において検討される可能性があることが示唆されている。

(3) 国際的な会計基準の定めと主な根拠

① 国際的な会計基準の定め

企業結合に関する会計処理を定める国際的な会計基準としては、IFRS 第 3 号「企業結合」及び SFAS 第 141 号 (R)「企業結合」がある。IFRS 第 3 号では、すべての企業結合は、パーチェス法（取得法）を適用して会計処理しなければならないとされている。また、SFAS 第 141 号 (R) においても同様に、すべての企業結合についてパーチェス法（取得法）を適用することとなっている。

なお、IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) はいずれも平成 19 年 10 月に改訂されており、以下、改訂前のものを指す場合にはそれぞれ「改訂前 IFRS 第 3 号」、「改訂前 SFAS 第 141 号」とする。

② 持分プーリング法を認めない主な根拠

改訂前 IFRS 第 3 号及び改訂前 SFAS 第 141 号が公表される前における企業結合に関する会計基準であった国際会計基準（IAS）第 22 号「企業結合の会計処理」及び会計原則審議会（APB）意見書第 16 号「企業結合」では、企業結合に対する会計処理として、持分プーリング法とパーチェス法の 2 つの方法が認められていた。しかしながら、その後の企業結合に関する会計基準の見直しにおいて、パーチェス法（取得法）は、資産の購入取引等に対して一般的に適用する会計処理と整合するものであり会計情報の比較可能性が確保されること、また、取得した資産等のほとんどすべてを時価³により認識することにより、将来キャッシュ・フローの価値に関するマーケットの期待について、より多くの情報を財務諸表に表すことができること、さらには、2 つの方法を認めることで経営者による裁量の余地が働く可能性があることなどから、改訂前 IFRS 第 3 号と改訂前 SFAS 第 141 号のいずれにおいても、すべての企業結合に対してパーチェス法を適用することとされた。

もともと、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、取得企業を識別することが困難な状況においては、パーチェス法（取得法）の例外を設けるべきであるとする意見についても検討した。しかしながら、両審議会は、主に次の理由により、持分プーリング法の適用は認めるべきではないとした。

ア 合併と取得は経済的に同様であること

合併のように対価が主に株式である場合、その所有者持分が継続しており、新たな資本投下もないことなどから、取得とは異なる会計処理である持分プーリング法が適切であると言われることがある。たしかに、所有者持分は株式の交換により継続しているが、その持分は、企業結合の結果変化しているといえる。すなわち、企

³ 我が国の「時価」に相当する用語として、国際的な会計基準では一般に「公正価値 (fair value)」を使用しているが、本報告では特に弊害のない限り、統一的に「時価」としている。

業結合前におけるそれぞれの企業の所有者は、もはや企業結合前の企業の純資産に対して排他的な持分を有するのではなく、経済的に取得と異なるものではない。

イ 提供される情報が意思決定に有用ではないこと

持分プーリング法は、取得した純資産をその時価ではなく、その帳簿価額により記帳するため、当該純資産の現金生成能力に関して持分プーリング法が提供する情報は、パーチェス法（取得法）による情報よりも有用性が低い。また、すべての企業結合は経済的に同様であるにもかかわらず、異なる会計処理を採用すると比較可能性もなくなってしまう。

ウ 取得原価主義会計モデルと整合しないこと

交換取引は、交換する項目の時価によって会計処理することが一般的な概念であり、持分プーリング法はこのような取得原価モデルの考え方と整合しない。

エ コストと便益の観点からも有益でないこと

持分プーリング法は、外部の鑑定人などによる資産評価を必要としないため、迅速かつコストをかけずに会計処理ができると言われることがある。しかしながら、持分プーリング法を残すことによって、ある企業結合が持分プーリング法の適用要件を満たすかどうかの判断を企業や監査人、規制当局その他に求めることになり、かえってコストと便益の観点から有益でないと考えられる。

オ 取得企業の識別は実行不可能ではないこと

取得企業の識別が困難な場合もあるが、取得企業の識別は実行不可能ではないため、このことをもって持分プーリング法を認めるべきではない。

2. 実施した調査の概要

(1) 持分プーリング法及びパーチェス法の適用状況

① 米国における適用状況

米国では、改訂前 SFAS 第 141 号の適用前は、APB 意見書第 16 号により、企業結合のうち、一定の条件を満たすものについては持分プーリング法を適用するものとされていた。しかしながら、平成 13 年 6 月に改訂前 SFAS 第 141 号が公表され、平成 13 年 7 月 1 日以後実行されたすべての企業結合に対しては、パーチェス法のみ適用されることとなった。米国公認会計士協会（AICPA）が毎年刊行している「アカウンティング・トレンドズ・アンド・テクニクス」によれば、米国における平成 9 年以降の持分プーリング法及びパーチェス法の適用状況は、表 1-1 のとおりである。

AICPA によるこの調査は、米国証券取引委員会（SEC）登録企業のうち任意 600 社のアニュアル・レポートを対象にしたものであるが、表 1-1 のとおり、持分プーリング法が廃止される平成 13 年 7 月以前を調査期間とした平成 13 年以前 5 年間に於いて、持分プーリング法が年間 16 件から 54 件、パーチェス法が年間 278 件から 343 件、適用されている。

【表 1-1】米国における持分プーリング法及びパーチェス法の適用状況

	平成17	平成16	平成15	平成14	平成13	平成12	平成11	平成10	平成9
持分プーリング法	—	—	—	—	16	35	54	27	38
パーチェス法	316	301	265	314	309	326	343	278	278

(注1) 平成12年以前は適用件数、平成13年以後はパーチェス法（平成13年は持分プーリング法を含む。）の適用社数を示している。

(注2) 平成13年の持分プーリング法適用社数は16社と前年度以前と比して減少しているが、改訂前SFAS第141号の公表により、平成13年7月1日以後持分プーリング法が廃止された影響があると考えられる。

②我が国における適用状況

ア 適用件数

我が国の企業結合会計基準は平成18年4月1日以後開始事業年度から適用されていることから、ここでは、原則として平成18年4月1日以後開始事業年度について有価証券報告書又は半期報告書を提出した企業を対象に、その適用状況を調査した。具体的には、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)において、平成18年4月1日から平成19年7月2日までに提出された有価証券報告書又は半期報告書を対象に、「持分プーリング法」及び「パーチェス法」をキーワードとして、同期間内に持分プーリング法及びパーチェス法が適用されている企業結合を抽出した⁴。

調査の結果、平成18年4月1日から平成19年7月2日までに提出された有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は半期報告書に含まれる中間連結財務諸表に記載のある企業結合のうち、持分プーリング法によるものは3件、パーチェス法によるものは113件あり、その内訳は表1-2のとおりである。

⁴ 調査対象期間は、我が国において多数を占める3月決算会社の有価証券報告書が含まれるように設定した。なお、有価証券報告書は事業年度経過後3月以内に提出しなければならないとされているが（金融商品取引法第24条第1項）、平成19年6月30日及び同年7月1日が非営業日であったため、平成19年7月2日を調査打切日とした。

【表 1-2】我が国における持分プーリング法及びパーチェス法の適用状況

	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 7 月 2 日提出				計
	連結財務諸表		中間連結財務諸表		
	連結会計 年度内の 企業結合	後発事象とし ての企業結合	中間連結 会計期間内の 企業結合	後発事象とし ての企業結合	
持分プーリング法	1	2	—	—	3
パーチェス法	96	7	10	—	113

(注 1) これらは適用件数を示している。なお、有価証券報告書と半期報告書のいずれにも記載されているものや、ある会社の子会社における企業結合について当該子会社の連結財務諸表とその親会社の連結財務諸表の両方に記載されているものなど、同一案件が複数の報告書にわたって記載されているものについては、1 件として集計している。

(注 2) 事業年度内の企業結合でパーチェス法が適用されている 96 件のうち、平成 18 年 3 月 31 日以前に開始した連結会計年度の連結財務諸表であって、調査対象期間中の企業結合に対して企業結合会計基準に準じてパーチェス法が適用されているものが 8 件含まれている。

(注 3) 「持分プーリング法によっている」旨の記載があるものの、共通支配下の取引など、その内容から明らかに持分プーリング法が適用される事例に該当しないものについては、集計から除外している。

なお、我が国において企業結合に適用すべき会計基準としては、企業結合会計基準のほか連結財務諸表原則（以下「連結原則」という。）があり、現金を対価とした子会社株式の取得に対しては連結原則が適用される（企業結合会計意見書三 5.）。したがって、現金を対価として他社の株式を取得することで当該他社を買収した場合は、必ずしも企業結合会計基準で定められている「パーチェス法を適用した場合の注記事項」が求められているわけではないが、追加情報に準じて開示している事例もあり（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（以下「企業結合適用指針」という。）第 31-2 項なお書き参照）、これらは上記パーチェス法の適用件数に含まれている。換言すれば、現金を対価として子会社株式を取得した場合であって、パーチェス法を適用した場合の注記を行っていないケースも相当数あると思われる、これを勘案すると、実際にはパーチェス法を適用している企業結合の件数はさらに多いものと推測される。

イ 持分プーリング法の適用事例

上述のとおり、調査対象期間において持分プーリング法が適用された事例は 3 件

であったが、各社の有価証券報告書及び開示資料によれば、これらの企業結合の内容はおおむね次のとおりである。

i) A 社

A 社は、平成 18 年度において次の企業結合を行い、当該企業結合の会計処理として持分プーリング法を適用した。

ホームセンター事業を営む a1 社、a2 社及び a3 社の 3 社は、経営基盤を一層強固なものとしていくために、平成 15 年 2 月に業務・資本提携を行った。その後、平成 15 年 5 月に 3 社が設立した合弁会社 X 社を通じて、商品輸入やプライベート・ブランド商品の開発、あるいは共同仕入等を行い、この 3 社での取組みである X 社政策商品の取扱いが全商品に占める割合が 25%となるまでに成長するに至った。この企業結合は、このようなこれまでの提携・協力関係を大きく前進させ、更なる発展を図るために行われた経営統合である。

今回の経営統合により、売上高国内最大のホームセンターチェーンが誕生することになり、今後、物流網の整備、取引先との協業の強化を行うとともに、システムの一体化、管理系業務の集約化等を通じ業務の合理化を図っていくこととされている。

企業結合の法的形式は株式移転による共同持株会社の設立であり、企業結合日は平成 18 年 9 月 1 日である。また、各社の株式移転比率はそれぞれ別個のフィナンシャルアドバイザーを指名し、それらからの評価結果を勘案した上で、3 社で協議・交渉した結果決定したものである。

なお、この企業結合は結合当事企業が 3 社のケースであるが、連結財務諸表に注記されている各社の交付株式数をもとに、議決権比率が最上位の結合当事企業を基準とし、他の各結合当事企業との議決権比率を結合当事企業が 2 社の場合の比率に還元した結果、55.2% : 44.8%となった。また、連結財務諸表の注記によれば、いずれの結合当事企業の株主も他の企業を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成すると判断したため、当該企業結合を持分の結合と判定したとされている。

ii) B 社

B 社は、平成 18 年度の有価証券報告書に含まれる連結財務諸表において、株式移転による完全親会社設立に関する「重要な後発事象」を注記している。

これは、B 社と同様のドラッグストア事業を営む b1 社と共同して、株式移転により完全親会社となる BB 社を平成 18 年 11 月 16 日（企業結合日）に設立したものであり、大きな変革期を迎えようとしているドラッグストア業界において、営業基盤、主要顧客、得意分野の補完性が高い両社がそれぞれの強みを集結し、将来も競争力

のある企業集団として発展・成長していくことを目的として行われたものである。

議決権ある株式の移転比率は、両社がそれぞれ別の金融機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、両社間で協議した結果合意したものである。これにより、企業結合後の議決権比率は、B社47.9%に対してb1社52.1%となり、その他の要件と併せて総合的に勘案した結果、持分の結合に該当するものとして持分プーリング法による会計処理が行われている。

iii) C社

C社の平成18年度における有価証券報告書に含まれる連結財務諸表において、c1社との共同持株会社設立による経営統合が「重要な後発事象」として注記されている。

C社とc1社は、同じ地域に基盤を持つ製紙会社として特色のある事業展開を行ってきたが、今後の製紙業界の変化に柔軟に対応し、また、今後の成長戦略を発展的に推進するため製紙業界の中でユニークかつ存在感のある企業グループを形成することを目的として、平成19年4月2日に株式移転により完全親会社となる共同持株会社であるCC社を設立した。

議決権のある株式の移転比率は、両社がそれぞれ別のフィナンシャルアドバイザーに対して第三者機関としての評価を依頼し、それぞれの算定結果を勘案して両社が協議・交渉した結果決定したものである。これにより、企業結合後の議決権比率は、C社45.5%に対してc1社54.5%となり、企業結合会計基準に従ってその他の要件と併せて勘案した結果、持分の結合と判断され、持分プーリング法による会計処理が適用されている。

ウ 持分プーリング法及びパーチェス法の適用状況に関する考察

これまで米国と我が国における適用状況を見てきたが、米国における適用状況はSEC登録企業600社を対象としているのに対し、我が国の適用状況はすべての有価証券報告書提出会社を対象としたものである⁵。また、調査期間についても、米国における適用状況が年度ごとに集計されているのに対し、我が国における今回の調査は、主に3月決算会社を対象に入れるべく、平成18年4月1日から平成19年7月2日までの約1年3か月となっている。さらには、かつての米国基準における持分プーリング法の適用要件と、我が国の企業結合会計基準における持分プーリング法の適用要件とは必ずしも同じではなかったことから、適用件数の多寡について単純に比較できるものではない。

⁵ 関東財務局のウェブサイト (<http://www.mof-kantou.go.jp/frames/disclo/index.htm>) によれば、平成18年における国内会社からの有価証券報告書受理件数は、全国で4,757件となっている。

このような比較上の制限はあるものの、米国において年間を通して持分プーリング法適用の余地があった平成12年以前では、企業結合のうち持分プーリング法が適用された割合はおおよそ10%前後で推移していた。一方、我が国における持分プーリング法の適用は、これまで3件に留まっている。したがって、企業結合会計基準が適用されてからまだ1年あまりという状況ではあるものの、持分プーリング法が適用される事例が実際に発生する場合は極めて限られているものと考えられる。

なお、企業結合会計意見書で述べられているとおり、諸外国において持分プーリング法の濫用といわれてきたような、経済的実態が持分の結合ではない企業結合に対して持分プーリング法が任意で適用される事態も、現時点では防止されているものと思われる。

(2) 持分プーリング法の存続・廃止に関する市場関係者の意見

企業結合プロジェクト・チームでは、持分プーリング法の適用状況に関する調査と並行して、市場関係者（企業8社、監査人8名、証券アナリスト7名）に対して、持分プーリング法を存続すべきか、あるいは、廃止すべきかに関する意見聴取を行った。

企業からは、我が国では対等の立場での企業結合は実際に存在しており、例外的に持分プーリング法を存続した方が良いのではないかとする一方、もともと厳格な要件が定められており実際に適用された件数も少ないことに鑑みると、持分プーリング法を廃止しても問題ないのではないかといった意見や、会計処理としてパーチェス法のみとなればそれに従うだけであるといった意見があった。また、持分プーリング法を廃止することによる企業行動への影響についても、企業活動における意思決定と会計処理は別次元の問題であり、たとえパーチェス法のみとなった場合であっても、それによって経営上の意思決定が変わることはないであろうとする意見がある一方、例えば同規模の同業他社との合併を想定した場合、どちらかを取得企業と決めざるを得ないのであればその合併はあきらめざるを得ないのではないかといった意見もあった。

監査人からは、持分の結合という経済的実態がある以上、それに対応する会計処理（持分プーリング法）は定めておくことが理論的であるという意見が強かった。もっとも、その場合でも持分プーリング法は「真の持分の結合」に対して適用されるべきであり、持分プーリング法の適用要件をさらに厳格にするべきであるとする意見もあった。また、適用件数が少ないという事実に対しては、持分プーリング法が濫用されている事実はなく存続させても問題はないとする見方と、適用件数が少ないことを踏まえると実務上廃止しても弊害はないとする見方が併存した。

また、ある証券アナリストからは、現行の持分プーリング法の適用要件について特に問題は見られないものの、適用件数が少ないことを踏まえると、会計基準の国際的なコンバージェンスの観点からは、持分プーリング法を廃止することのメリットの方が、そのデメリットよりも上回るのではないかといった意見が出された。

3. 今後の検討課題

「1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較」でみたとおり、企業結合に係る会計処理に関しては、国際的な会計基準はパーチェス法に一本化されている一方、我が国の企業結合会計基準では、一定の要件を満たす場合、持分プーリング法を採用することとされている。

我が国の企業結合会計基準については、その策定の過程において、国際的な会計基準の変遷及びその背景を踏まえたうえで理論的かつ実践的な考察が行われており、その意味では、持分プーリング法の取扱いについて新たに検討を加える必要はないのではないかという見方がある。また、我が国では企業結合会計基準の適用以降、持分プーリング法の濫用といった事実は見られず、そのような弊害がない以上、持分の結合に該当する企業結合に対しては持分プーリング法を適用する余地を残すべきであるという意見もある。

一方、平成 15 年 10 月の企業結合会計基準の公表以降、我が国での企業結合を巡る環境が大きく変化したことなどから、現在においては持分プーリング法の取扱いが定められていること自体に対して否定的な見方が従来にも増しているという指摘や、持分プーリング法は国内外の企業間における比較可能性の確保という観点から好ましくないという指摘がある。特に、今回の調査にもあるように、企業結合会計基準の下で持分プーリング法が適用された事例は非常に限られていることから、国際的な会計基準のコンバージェンスを優先させるべきであるという考え方もある。ただし、この場合においても、持分の結合に該当する企業結合が存在すること、また、企業結合会計基準において持分プーリング法の適用を整理した理論的意義は肯定されるものであろう。

したがって、今後はこれらの考え方を総合的に勘案して、我が国における持分プーリング法の取扱いについて、検討を進めていくことが考えられる。

第2章 株式を対価とする場合の対価の測定日

企業又は事業を取得するにあたり、市場価格のある取得企業等の株式を取得の対価として交付する場合、いつの時点での株価をもって取得原価を算定すべきかについては、大きく2つの異なる考え方がある。1つは、主要な交換条件が合意され公表された時点の株価とするものであり、我が国の企業結合会計基準が採用する考え方である⁶。もう1つは、実際の株式交付時点（実際に企業又は事業を取得した時点）の株価とするものであり、IFRS第3号及びSFAS第141号（R）が採用する考え方である。

このように、株式を対価とした場合の対価の測定日については、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間に相違があり、会計基準のコンバージェンスに向けた検討が必要となっている。本章では、本論点に関して取り扱っているそれぞれの会計基準の主な根拠を比較するとともに、我が国における調査の結果を踏まえて、株式を対価とする場合の対価の測定日に関する今後の検討課題を整理する。

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

(1) 株式を対価とする場合の対価の測定日に関する比較要約表

日本基準	IFRS第3号及びSFAS第141号（R）
合意公表日前の合理的な期間における株価による。ただし、株式交付日の株価がそれと大きく異なる場合には、株式交付日の株価によることができる。	取得日の時価による。

(参考) 国際的な会計基準の改訂前の取扱い

改訂前IFRS第3号	改訂前SFAS第141号
取得日（交換日）現在の時価による。	合意公表日前後の合理的な期間の株価による。

(2) 我が国の会計基準の定めと主な根拠

① 我が国の会計基準の定め

企業結合会計基準三.2.(2)③では、株式の交換が行われた場合の取得原価の算定方法について、市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価は、原則として、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎として算定しなければならないとしている。ただし、株式交付日の株価が、当該主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価と大きく異なる場合には、当該株式交付日の株価を基礎として算定

⁶ 後述のとおり、この考え方は改訂前SFAS第141号においても採用されていた。

することができるとする。

②合意公表日前の合理的な期間における株価とする主な根拠

企業結合会計意見書三 3. (2)③では、主要な交換条件が合意されて公表された時点为基础とする理由として、次を挙げている。

- ・ 結合当事企業は、企業結合にあたりお互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ交換比率の合意に至っているのが通常であること
- ・ 企業結合の主要条件に関する合意内容が公表された後の株価変動には、被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられること

なお、改訂前 SFAS 第 141 号では、株式を対価とする場合の当該株式対価の測定は合意公表日前後の合理的な期間の株価によるとされていた（この点については、後述(3)①参照）。

(3)国際的な会計基準の定めと主な根拠

①国際的な会計基準の定め

IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、企業結合における対価の測定は、次の 3 つの取得日における時価を合計することによって行うものとしており、株式を対価とした場合の対価の測定日も、他の資産や負債を対価とした場合と同様、取得日であると定められている。

- ア 取得企業が引き渡した資産
- イ 取得企業が引き受ける負債
- ウ 取得企業が発行する持分証券

なお、改訂前 SFAS 第 141 号では、株式を対価とした場合の測定は合意公表日前後の合理的な期間の株価によるとされていたが、この結論は APB 意見書第 16 号の矛盾した定めをそのまま持ち越したものであるとしていた。すなわち、APB 意見書第 16 号では、「発行された証券の時価を決定するにあたっては、取得の条件が合意され公表された日前後の合理的な期間の市場価格を考慮すべき」（APB 意見書第 16 号第 74 項）とされている一方で、「被取得企業の原価は、取得の日現在で決定すべき」（APB 意見書第 16 号第 94 項）とされていた。そして、この矛盾の解決は将来のプロジェクトに委ねるとされていたのである（改訂前 SFAS 第 141 号第 B98 項）。その後、IASB と FASB の共同プロジェクトの結果公表された SFAS 第 141 号 (R) では、この長年の矛盾が解決され、移転した対価の測定は取得日で行うものとし、IFRS 第 3 号との統一が図られている。

②取得日における株価とする主な根拠

IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、株式を対価とした場合には取得日の時価により測定するものとした根拠が述べられているが、これらをまとめると、おおよそ次のとおりとなる。

- ・合意公表日を支持する 1 つの根拠として、「合併などに関連する契約の公表は、取得企業が締切日の時点で持分証券を発行するという義務を負うことになり、もし取得企業がそのように拘束されるのであるならば、公表日における持分証券の価値が交換取引の価値を最も反映する」ことが主張されるが、むしろ当該取引を行う旨の公表は、被取得企業の支配の変化をも引き起こすことになる株主の承認その他実施しなければならないイベントを必要とすることを踏まえると、この主張には説得力がない。
- ・株式以外の対価は取得日に測定される一方、株式のみを合意公表日とすることは一貫した測定方法とは言えず、すべての対価は同じ日で測定されるべきである。
- ・合意日と取得日との間に重要な変化があった場合には、取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整を行うことが一般的であり、合意公表日後にこのような交渉を行うこと自体、合意公表日時点ではまだ確定していないことを示すものである。また、取得企業又は被取得企業は、取得日において発行された株式数が交換取引としての時価を表しているといえない場合には、当該取引をキャンセルすることができる権利を有しているのが通常である。
- ・株式を取得日現在の価格で測定することによって、移転する株式の数やその他の対価が、合意公表日と取得日の間で変化した場合の取扱いの複雑さを回避できる。

2. 実施した調査の概要等

(1) 株式を対価とした場合の対価の測定日に関する市場関係者の意見

株式を対価とした場合の対価の測定日をいつの時点とするのが適切かどうかについても、第 1 章と同様に、市場関係者から意見を聴取した。

企業からは、本来取得原価は合意公表日において決定しているものであり、また、そもそも交換比率を適切に決定していれば株価は合意公表日時点に想定していたレベルに収斂していくはずであるため、合意公表日による測定で問題ないとする意見があった。また、合意公表日以後の株価の変動により、当初予定していたのれんの額が大きく変化することになると、その都度業績の修正発表を行わなければならないようになってしまうといった実務上の弊害についても意見が出された。もっとも、我が国の考え方と国際的な会計基準の考え方にはそれぞれの背景があるため、どちらが望ましいかは一概には言えないとの見方もあった。

監査人からも、理論的には合意公表日が適切であるとの意見が多かった。ここでは、企業からの意見と同様のものが出されたほか、取得日による測定は当該取得日までのれんの額が決定しないことから、投資家行動に影響を及ぼすことになりかねないのではないかと

の見方も出された。また、国際的な会計基準では、のれんの償却を行わないため、取得価額が変動しても大勢に影響はなく、市場関係者の合意も得やすかったのではないかという見方もあった。

また、証券アナリストからも、取得日の株価は合意公表日後における企業結合以外の要因が反映されているため、取得原価は合意公表日の株価で測定すべきであるとする意見が出された。ただし、合意公表日から実際の取得日まで大きく株価が動くことはあまり想定されないのではないかとの意見もあった。

(2) IASB 及び FASB とのコンバージェンス会議

ASBJ は、平成 19 年 3 月に IASB と会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第 5 回会合を、また、平成 19 年 5 月に FASB とグローバル・コンバージェンスに向けた第 3 回会合を開催し、これらの議題の一つとして、株式を対価とする場合の測定日の問題を取り上げた。

IASB との会合では、株式を対価とした場合の測定は取得日ではなく合意公表日で測定すべきではないかとの ASBJ からの問題提起に対し、IASB から、IASB での検討過程においても意見が大きく分かれた論点であるとの説明があり、会合の参加者からさまざまな見方や考え方が示された。また、FASB との会議においても ASBJ から同様の問題提起がなされたが、FASB からは、合意公表日と取得日のいずれの主張にも一理あること、測定時点を取得日とした場合には特に株価が上昇局面の際にのれんの測定の正確性が損なわれる可能性があること、アナリストからはいずれの測定日であっても大きな違いはないと想定されるためよりシンプルな取得日を選択してもらいたいとの意見が多かったことなどについて説明があり、これらを踏まえたうえで検討した結果、国際財務報告基準とのコンバージェンスを図るべく取得日での測定に変更した旨が言及された。

3. 今後の検討課題

以上のように、我が国の企業結合会計基準と国際的な会計基準はそれぞれ異なる考え方を採っているが、本章 2. (1) で触れたとおり、市場関係者の一部にヒアリングを実施した限りにおいては、通常の購入取引と同様に、合意公表日を測定日とすることが整合的であるとして、現行の我が国における取扱いを支持する声が多かった。また、株式を対価とした場合の対価の測定日を取得日とすると、当該取得日までのれんの額が決定せず、実務に与える影響が大きいという声もある。さらに、国際的な会計基準が取得日を採用する根拠として、合意公表日と取得日との間に重要な変化があった場合には一般に取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整が行われることが挙げられているが、我が国においては、合併等の契約書などに「必要な時には条件等を見直すことができる」といった条項が入っていても、実際にはほとんど見直しはされていないといった、実務上の相違があることを

考慮すべきではないかという指摘もある⁷。通常の購入取引における対価の測定日と同様に、交換取引の価値を最も反映する時点の時価は何かという点を考慮すれば、我が国の企業結合会計基準の考え方が支持されるべきものと思われる。

一方で、合意公表日と取得日との間に重要な変化があった場合には取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整を行うことや、取得日において発行された株式数が交換取引としての価値を適切に表しているといえない場合には当該取引をキャンセルすることができる権利を有していることを重視すれば、株式を対価とした場合の対価の測定日を取得日とすることも考えられる。

このように、株式を対価とする場合の対価の測定日をいつの時点とすべきかについてはさまざまな指摘や見方があり、我が国における市場関係者のニーズや企業結合に係る実務慣行等も踏まえつつ、国際的な会計基準とのコンバージェンスに配慮して議論を進めていくことが適当と考えられる。

⁷ もっとも、従来、我が国では、企業同士で合意・公表した合併などの企業再編に関して、株主総会で否決されるケースは稀であったと思われるが、最近では、経営者が合意・公表した組織再編について、その後の株主総会で否決されたり修正されたりする例が出てきた。このような状況の変化に鑑みると、企業間で合意を行い、かつ、それを公表したからといって、その時点の時価が取得の対価であるとは言えなくなっているのかもしれない。企業再編に関する株主総会の承認決議を経ることによって被取得企業の支配の変化をも引き起こすことになることを重視すれば、株式を対価とした場合の対価の測定日は、合意公表日ではなく合意の成立日とすることも考えられるのではないかとの見方もある。

第3章 負ののれんの会計処理

負ののれんの会計処理方法に関しては、現行の我が国の会計基準が、正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視して規則的な償却を行うことを求めているのに対して、国際的な会計基準では、負ののれんに相当する額を一時の利益として処理することとしている。

本章では、それぞれの会計基準の取扱いを比較してその考え方の差異を示すとともに、我が国における負ののれんの計上事例に関する調査結果と今後の検討課題をまとめている。

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

(1) 負ののれんの会計処理の比較要約表

日本基準	IFRS 第3号及びSFAS 第141号 (R)
負ののれんは、正の値をとるのれんと同様に、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却する。	<p>企業結合日における識別可能資産・負債の純額が、次の3つの合計額を超える場合には、識別可能資産・負債の識別及び対価の測定を見直さなければならない。</p> <p>① 移転した対価の企業結合日における時価</p> <p>② 少数株主持分⁸の額</p> <p>③ 以前に取得していた持分がある場合には、当該以前から取得していた持分の企業結合日における時価</p> <p>また、見直した結果なお超えている場合、当該超過している額は取得日の利益として処理する。</p>

(参考) 国際的な会計基準の改訂前の取扱い

改訂前 IFRS 第3号	改訂前 SFAS 第141号
のれんの額が負になるような場合には、資産・負債の認識と測定を再度見直す。また、見直し後にも残った額については、直ちに利益として損益計算書に計上する。	のれんの額が負になるような場合には、資産・負債の認識と測定を再度見直す。また、見直し後にも残った額については、金融商品等に該当する資産（改訂前SFAS 第141号に列挙されたもの）を除くすべての資産の額から比例的に配分して控除し、それでも残る額を利益として処理する。

⁸ 平成19年10月に改訂されたIFRS第3号及びSFAS第141号(R)では、我が国の「少数株主持分」に相当するものを「非支配持分 (noncontrolling interests)」と呼んでいるが、本報告では、統一的に「少数株主持分」としている。

(2)我が国の会計基準の定めと主な根拠

①我が国の会計基準の定め

企業結合会計基準三 2. (5)では、負ののれんは、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で定期的に償却することとされている⁹。

もっとも、企業結合会計意見書三 3. (3)③では、「特に、時価が一義的には定まりにくい土地等が識別可能資産に含まれている場合において、負ののれんが多額に生ずるときには、その金額を当該土地等に合理的に配分した評価額も、ここでいう合理的に算定された時価であると考えられる。」と述べられており、時価が一義的に定まりにくい土地等の資産への取得原価の配分額は、「負ののれんが発生しない範囲で評価した額（当該資産を何らかの仮定に基づき評価した額から追加的に発生することが見込まれる負ののれんを控除した額）とすることができる。」旨の特例が設けられている（企業結合適用指針第364項）。このことから、国際的な会計基準と同様に、取得原価の配分に際して負ののれんが算定されるような場合には、資産の評価について慎重な取扱いがなされているものと考えられる。

②定期的に償却する主な根拠

企業結合会計意見書三 3. (5)では、「負ののれんの会計処理方法としては、想定される負ののれんの発生原因を特定し、その発生原因に対応した会計処理を行う方法や、正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視し、規則的な償却を行う方法が考えられる。」としながらも、我が国の企業結合会計基準が負ののれんを定期的に償却することとした理由を、次のように説明している。

「『(3)取得原価の配分方法』の『識別可能資産及び負債の時価の算定方法』にいう土地等の場合を除き、想定された発生原因に合理性を見出すことは困難な場合が多い。したがって、本基準においては、取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失について、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、発生原因が明らかなることから、取得原価の配分の過程で負債として認識されるものと考え、残額については、承継した資産の取得原価総額を調整する要素と見て、正の値であるのれんと対称的に、規則的な償却を行うこととした。」

すなわち、所定の手続きを適切に行った結果残された負ののれんについては、その発生原因に対応した会計処理は困難であるものとみているものと考えられる。

(3)国際的な会計基準の定めと主な根拠

①国際的な会計基準の定め

IFRS 第3号及びSFAS 第141号(R)においては、「のれん」と「バーゲン・パーチェス

⁹ ただし、負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することができる。

からの利益」の認識及び測定に関する定めが置かれており、このうち後者の「バーゲン・パーチェスからの利益」がいわゆる負ののれんに相当するものである。

IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、まず、取得企業は、企業結合日における次のアとイの差額（ただし、ア>イの場合に限る。）を、のれんとして認識することとされている。

ア 次の 3 つの合計額

- i) 移転した対価の企業結合日における時価
- ii) 少数株主持分の額
- iii) 前に取得していた持分がある場合には、当該以前から取得していた持分の企業結合日における時価

イ 企業結合日における識別可能資産・負債の純額

ところが、稀に、イ>アとなるような企業結合が生じることがある。これを IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では「バーゲン・パーチェス」と呼ぶが、例えば、売却側が強制的にその売却を強いられるような企業結合などから起こり得るものとされている。また、IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、税金や従業員給付など特定の資産又は負債については時価ではなく他の基準書に従って測定することを求めており、このことから見かけ上バーゲン・パーチェスになることがあるとしている。

バーゲン・パーチェスとなった場合、取得企業はまず、すべての識別可能資産・負債が識別されているか、また、当該企業結合において必要となる金額の測定が適切に行われているかについて再評価しなければならない。そして、この再評価の結果なお超過している場合には、取得企業はその金額を取得日における利益として認識しなければならない。

②国際的な会計基準の主な根拠

IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、バーゲン・パーチェスを異常な取引、すなわち、企業あるいはその所有者は、通常、その時価よりも低い価格によって売却するようなことはしないと考えている。しかしながら、バーゲン・パーチェスは実際に発生しており、このような状況として、所有者が事業をすぐにでも処分する必要があるような場合（例えば、創業者や重要な経営者が死亡した後など）があるとしている。このことから、バーゲン・パーチェスの本質は経済的な利得であり、取得企業は取得日に利益として認識すべきであるとしている。

ただし、バーゲン・パーチェスによる利益を認識することは、取得企業が意図的に、取得した特定の資産を過大（又は負債を過小）に評価したり、移転する対価の価値を低く計上したりすることによって、不適切な利益を認識することにつながるといった懸念があるとされる。しかしながら、IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、このことは会計基準の問題ではなく、強力な内部統制システムや独立した鑑定専門家又は外部監査

人の利用により、このような測定誤りは最小限になると考えている¹⁰。

また、国際的な会計基準では、購入側による将来発生する損失の可能性や事業を存続させるための将来コストの必要性が、負ののれんをもたらす可能性があるとする見方についても検討されたが、最終的には、この見方には同意しなかった。なぜならば、国際的な会計基準では、このような将来発生する損失の可能性などが引当金あるいは偶発負債として負債の要件を満たす場合には、負債を計上しなければならないとされており¹¹、また、負債の要件を満たさない場合には、それらの損失は発生した時に認識しなければならないとされているため、将来発生する損失の可能性などが負ののれんの要因にはならないと考えられるからである¹²。

2. 実施した調査の概要

(1) 負ののれんの計上事例

第 1 章で実施した調査によれば、本調査対象期間内にパーチェス法が適用された企業結合として注記された事例は 113 件あったが、このうち負ののれんが計上されている企業結合は 21 件であった（表 3-1 参照）。また、これらについて、負ののれんの計上額、発生原因及び償却年数は、表 3-2 のとおりである。

これによれば、パーチェス法が適用された事例のうち 2 割弱（21 件÷113 件＝18.6%）の企業結合において負ののれんが発生しており、発生金額は 1 百万円から 18,185 百万円までであった。また、その償却期間は 1 年から 20 年までと幅が見られたものの、過半が 5 年を採用していた（表 3-3 参照）。

¹⁰ もっとも、それですべての問題が解決されるとはしておらず、バーゲン・パーチェスによる利益を認識する前には、取得したすべての資産及び負債が正しく識別されているかどうかの見直しを求めている。

¹¹ もしここで適切に負債が計上されていれば、これに見合う負ののれんは生じないことになる。

¹² 例えば、取得した事業に将来赤字をもたらすと期待される機械装置が含まれており、当該赤字相当分だけ、事業の購入価額を下げてもらったとしよう。そうであれば、取得日における機械装置の時価が、同じ額だけ引き下げられるはずである。

【表 3-1】 パーチェス法の適用件数と負ののれんの計上件数

	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 7 月 2 日提出			計
	連結財務諸表		中間連結財務諸表	
	連結会計年度内の企業結合	後発事象としての企業結合	中間連結会計期間内の企業結合	
パーチェス法の適用件数	96	7	10	113
上記のうち、負ののれんが計上されている件数	17	1	3	21

(注) 連結財務諸表の注記のうち、事業年度内の企業結合であつてのれんの金額が示されていないもの (2 件) 及び後発事象としての企業結合であつてのれんの金額が示されていないもの (5 件) は、「上記のうち、負ののれんが計上されている件数」に含まれていない。

【表 3-2】 負ののれんの計上額、発生原因及び償却年数 (事例別)

No.	業種	負ののれんの計上額 (百万円)	発生原因	償却年数 (年)
1	食料品	4	被取得企業が営む事業によって期待される将来の収益力	5
2	食料品	48	被取得企業の収益力	5
3	食料品	1,141	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	10
4	情報・通信業	47	被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の収益力から、同社より引き継ぐ繰越欠損金から生ずる税効果を控除したことにより発生	5
5	化学	2,782	連結上の当社持分増加額と取得原価との差額により発生	5
6	機械	1,005	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	5
7	機械	240	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	5
8	小売業	5,860	被取得企業から受け入れた資産及び負債の額と公正価格との差額により発生	5
9	小売業	1	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	1 (注 2)

No.	業種	負ののれんの計上額 (百万円)	発生原因	償却年数 (年)
10	小売業	74	取得原価が取得した資産及び負債に配分された純額を下回ったため	5
11	小売業	29	取得原価が取得した資産及び負債に配分された純額を下回ったため	5
12	その他金融業	4,898	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	5
13	その他金融業	715	企業結合公表時の株価が、合併比率算定の基礎となる株価を下回ったため	1
14	保険業	9,559	株式取得前に行った資産売却による実現価値が買収評価時点の資産価値に比して増大したことなどにより、投資額が企業結合時の時価純資産を下回ったため	10、15、 20 (注3)
15	保険業	18,185	取得原価が企業結合日の時価純資産を下回ったため	20
16	不動産業	165	被取得企業から受け入れた資産及び負債を企業結合日の時価で算定した純額が、取得原価を上回ったため	5
17	陸運業	147	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	5
18	小売業	3,793	－ (注4)	－
19	サービス業	591	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	8
20	サービス業	8	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	5
21	情報・通信業	2,095	企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため	3

(注1) 業種は、東京証券取引所における業種分類に基づいている。

(注2) 重要性が乏しいため、1年で償却している。

(注3) 複数の会社を有する持株会社を取得していることによる。

(注4) 記載がないものである。

【表 3-3】 負ののれんの償却年数

償却年数	件数
1年	2
3年	1
5年	13
8年	1
10年	2
15年	1
20年	2
償却期間の記載なし	1
合計（注）	23

（注）複数の償却年数を記載しているものがあるため、負ののれんの計上件数の合計とは一致しない。

(2) 負ののれんの会計処理に関する市場関係者の意見

調査対象期間における負ののれんの計上事例とその分析結果は上述(1)のとおりであるが、前章までと同様、我が国における負ののれんの会計処理を見直すべきか否かについて、市場関係者に対して意見聴取を行った。

まず、企業からは、これまでと同様、一定の期間にわたり規則的に償却した方が良いとする意見がある一方、国際的な会計基準と同様に、発生した期の利益として処理した方が良いのではないかという意見もあった。一定の期間にわたる規則的な償却が望ましいとする意見は、負ののれんが発生するのは主として将来の一定期間赤字が見込まれるような事業を取得した場合であるから、当該一定期間の赤字に対応させるよう負ののれんを規則的に償却すべきであることを主な理由としていた。また、発生した期の利益として処理した方が良いとする意見は、一定期間にわたり各期の利益として計上される負ののれんの償却額が果たして各期の会社の業績を表しているといえるのかについて疑問があることによるものであった。

次に、監査人からは、負ののれんが発生したとしても、それが全額その期の利益として処理することは実態を表しておらず、負ののれんが主に将来赤字をもたらす事業を購入したことにより発生するものであるとすると、将来の一定の期間にわたり規則的に償却する方が良いとの意見が出された。また、これ以外にも、負ののれんを每期規則的に償却するのではなく、取得した資産等に配分する方が良いのではないかとする意見や、負ののれんは企業再生目的の買収などによるいわゆる買い叩きによって生じるのであり、必ずしも将来の赤字を見込んで生じるものではないため、異常利益と考えられるのではないかといった意見も見られた。

また、証券アナリストからは、財務諸表を分析する上で、負ののれんの償却額は度外視

するのが通常であるため、いずれの処理によっても特に弊害はないとの意見が出された。

3. 今後の検討課題

我が国の会計基準においても国際的な会計基準においても、いわゆる負ののれんに相当する額の発生原因の特定が困難であるとみている点については同様であると考えられる。しかしながら、どの程度までそれが特定可能とみるかという点や、結果としてそれをどのように会計処理するかという点において差異がみられる。仮に、ある企業結合においてバーゲン・パーチェスが存在し、それに関する合理的な証拠を得られるとするならば、一般論としては、我が国においてもそれによる利得を取得日に認識することが適切と考えられる可能性がある。現行の両者の会計処理の差異は、発生原因の特定が困難な負ののれん相当額について、一方は、正の値であるのれんとの対称性から承継した資産の取得原価の総額を調整する要素と捉え、他方は、その本質を取得日に認識すべき経済的な利得として捉えていることによっていると考えられる。

今後、会計基準の国際的なコンバージェンスを推し進めるという観点からは、我が国においても国際的な会計基準と同様の取扱いとすることが適切かどうかについて議論を行っていくことが考えられるが、この場合、例えば、次のような事項が論点になると思われる。

- ・ 正の値であるのれんの会計処理との対称性をどのように考えるか。
- ・ 負ののれん相当額の算定に関わる企業結合会計基準の他の要素の差異をどのように考えるか。例えば、企業結合の対価の測定日の差異や、取得原価の配分方法に係る事項の差異が、負ののれん相当額の算定に与える影響をどのように考えるか。

第4章 少数株主持分の測定

我が国の連結貸借対照表の作成にあたっては、子会社の資産及び負債の評価方法として、全面時価評価法と部分時価評価法の2つが認められている。このうち、全面時価評価法によった場合、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価するため、少数株主持分も当該資産及び負債の時価評価の差額を反映した額で計上される。しかしながら、部分時価評価法によった場合には、少数株主持分は当該資産及び負債の時価評価差額を反映しないことになる。

一方、国際的な会計基準では、少数株主持分は時価により測定するか、あるいは被取得企業の識別可能純資産の時価のうち少数株主持分に帰属する金額により測定することとされており、我が国のように資産及び負債の時価評価差額を少数株主持分に反映しない方法は認められていない。

本章では、それぞれの会計基準における考え方を比較し、また、我が国における全面時価評価法と部分時価評価法の適用状況を確認したうえで、今後の検討課題を示している。

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

(1) 少数株主持分の測定に関する比較要約表

日本基準	IFRS 第3号	SFAS 第141号 (R)
全面時価評価法により被取得企業の資産及び負債を評価した場合には、少数株主持分は当該資産及び負債の時価評価差額を反映した子会社の資本のうち、少数株主に帰属する額として測定される。 部分時価評価法により被取得企業の資産及び負債を評価した場合には、少数株主持分は当該資産及び負債の時価評価差額を反映しない子会社の資本を基礎に測定される。	少数株主持分は、取得日の時価か、又は、被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額のいずれかで測定しなければならない（企業結合ごとに、いずれかの方法を選択することができる。）。	少数株主持分は、取得日の時価により測定しなければならない。

(参考) 国際的な会計基準の改訂前の取扱い

改訂前 IFRS 第 3 号	改訂前 SFAS 第 141 号
<p>取得企業は、被取得企業の識別可能資産、負債及び偶発負債を取得日（支配獲得日）時点の時価で認識し、少数株主持分はそれらの時価の純額のうち少数株主持分割合で測定される。</p>	<p>明文規定はなく、改訂前 SFAS 第 141 号が公表される前の企業結合に関する会計基準であった APB 意見書第 16 号に基づく実務を継続するものとされた。すなわち、少数株主持分は、識別可能純資産の時価の純額のうち少数株主持分割合として測定するか、あるいは、識別可能純資産の帳簿価額の純額のうち少数株主持分割合として測定することになると考えられる。</p>

(2) 我が国の会計基準の定めと主な根拠

① 我が国の会計基準の定め

我が国における少数株主持分は、株式の取得日又は支配獲得日における子会社の資本のうち、当該取得日又は支配獲得日における少数株主に帰属する部分として測定するものとされている（連結原則注解 11）。ここで、子会社の資本は、次の(a)及び(b)に、(c)の項目を加えたものとなる（なお、いずれも税効果会計適用後の金額）。

- (a) 子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における株主資本（親子会社間の会計処理の統一及びその他個別財務諸表の修正による損益処理後）
- (b) 子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における評価・換算差額等
- (c) 子会社の資産及び負債の時価と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（評価差額）

このため、上記(c)における子会社の資産及び負債の評価方法として、部分時価評価法を採用するか、あるいは全面時価評価法を採用するかによって、少数株主持分の測定金額も異なることとなる。ここで、連結原則第四 二 1 及び注解 10 では、支配獲得日における子会社の資産及び負債の評価と投資と資本の相殺消去は、それぞれ次のように行うものとしている。

ア 部分時価評価法

子会社の資産及び負債のうち、親会社の持分に相当する部分については、株式の取得日ごとに、当該取得日における時価により評価し、少数株主持分に相当する部分については、子会社の個別貸借対照表上の金額により評価する。

また、投資と資本の相殺消去にあたっては、株式の取得日ごとに算定した子会社の資本のうち取得した株式に対応する部分を投資と相殺消去する。

イ 全面時価評価法

子会社の資産及び負債のすべてを、支配獲得日における時価により評価する。

また、投資と資本の相殺消去にあたっては、支配獲得日において算定した子会社の資本のうち親会社に帰属する部分を投資と相殺消去する。

したがって、部分時価評価法によれば、少数株主持分は、前述の(a)及び(b)に少数株主持分割合を乗じることによって算定される。一方、全面時価評価法によれば、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日における時価により評価したうえで、当該評価差額を反映した子会社の資本（すなわち、前述の(a)、(b)及び(c)）に少数株主持分割合を乗じることによって算定される。

なお、我が国においては、子会社の資産及び負債の評価について、当該株式を現金で購入することを前提とした連結原則では、全面時価評価法と部分時価評価法とが認められているが、当該株式を自社の株式で購入することを想定した企業結合会計基準では、全面時価評価法のみが認められている。

②我が国の会計処理の主な根拠

上述のとおり、我が国における少数株主持分は、子会社の資本のうち少数株主に帰属する部分であるとされている。したがって、少数株主持分の測定についても当該子会社の資本、すなわち取得した子会社の資産及び負債をどのように測定するか依存することになる。

取得した子会社の資産及び負債の評価について、平成9年改正前の連結原則の下では結果的に部分時価評価法と同様の処理が行われてきたが、現行の連結原則では国際的な動向をも考慮し、従来の部分時価評価法に加えて、全面時価評価法による処理も併せて認められている（「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（以下「連結意見書」という。）第二部 二5(1)①）。

なお、連結意見書では、部分時価評価法は親会社が株式を取得した際の親会社の持分を重視する考え方であり、全面時価評価法は親会社が子会社を取得した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方であるとしている。

(3)国際的な会計基準の定めと主な根拠

①国際的な会計基準の定め

少数株主持分の測定については、IFRS第3号とSFAS第141号(R)でその取扱いを異にしている。

IFRS第3号では、少数株主持分を次のいずれかによって測定するものとされている（なお、企業結合ごとに、いずれかの方法を選択することができる。）。

ア 少数株主持分を取得日の時価により測定

この場合には、当該少数株主持分の金額と被取得企業の識別可能純資産のうち少数株主持分相当額の差額としてのれんが計上される（いわゆる全部のれん）

イ 少数株主持分を被取得企業の識別可能純資産のうち少数株主持分相当額により測定¹³

この場合には、少数株主持分に係るのれんは計上されない（いわゆる部分のれん又は購入のれん）

一方、SFAS 第 141 号 (R) では、上記アの方法、すなわち、少数株主持分を取得日の時価による測定だけが定められ、IFRS 第 3 号で認められている上記イの方法、すなわち、「被取得企業の識別可能純資産のうち少数株主持分相当額」による測定（いわゆる部分のれん又は購入のれんとすること）は認められていない。

この点、改訂前 IFRS 第 3 号では、被取得企業の識別可能資産、負債及び偶発負債を取得日（支配獲得日）時点の時価で認識し、少数株主持分はそれらの時価の純額のうち少数株主持分割合で測定するものとされていた。すなわち、上記イの方法のように、少数株主持分を、被取得企業の資産及び負債を支配獲得日の時価で評価し（全面時価評価法）、当該評価額に基づく被取得企業の識別可能純資産のうち少数株主持分相当額により算定することとされていた。

②国際的な会計基準の主な根拠

ア 時価による測定の根拠

平成 17 年に公表された国際的な会計基準の公開草案では、少数株主持分は、識別可能資産及び負債の少数株主持分相当額とのれんの少数株主持分相当額を合計した額により算定するものとされていた。すなわち、この方法によれば、のれんが残余として測定されるがゆえに、それを基礎に算定される少数株主持分も残余であることになる。また、のれんの範囲をどのようにして識別するかも重要な問題であった¹⁴。

公開草案の審議の過程で、IASB 及び FASB は、少数株主持分の金額の算定手順は示せるものの、その測定属性が明らかにされていないとされた。その後、IASB 及び FASB は、企業結合会計において、2 つの残余金額を持つことは原則として望ましくないと結論付けた。そして、その時価を直接測定することが不可能なのれんは残余として捉えざるをえず、一方、少数株主持分は、少数株主の所有する株式の市場価格やその他の評価手法を用いることにより時価を算定できること、また、概念的にも、企業結合における他の構成要素と同様であることから、これを時価で測定すべきであるとした。

さらに、少数株主持分は取得企業における連結財務諸表の資本の構成要素の 1 つであり、少数株主持分の取得日における時価による測定は、他の資本の構成要素の

¹³ 識別可能資産及び負債は、取得日の時価により測定しなければならないとされているため、ここでの識別可能純資産も時価により測定されている（すなわち、全面時価評価法による）ことが前提となる。

¹⁴ この問題は、しばしば「全部のれんか、部分のれん（又は購入のれん）か」として議論される。

測定方法と整合することが挙げられている。すなわち、親会社の資本も、それに対応する株式が発行された時の時価（市場価格）で測定されており、これは、少数株主持分にも適用されるものと考えられている。

イ IFRS 第 3 号において例外を認めた根拠

IFRS 第 3 号では、少数株主持分を、時価のほか、被取得企業の識別可能純資産のうち少数株主持分相当額によって測定すること（すなわち、いわゆる部分のれん又は購入のれんとすること）も認められた。

IASB は、一般に、代替的な会計処理を認めることは財務諸表の比較可能性を損なうと考えており、この選択肢についても当初は予定していなかった。しかしながら、いずれの方法によっても、改訂した IFRS 第 3 号を公表するために必要となるボード・メンバーの支持を得られなかった。そこで、この選択肢を認めることのデメリットよりも、他の部分の改善及びコンバージェンスによるメリットが上回るとして、いずれの方法も認めた上で、IFRS 第 3 号が公表されることになった。

なお、選択肢を認めるべきであるとするボード・メンバーの中には、時価により測定された少数株主持分にはほとんど情報価値はないにもかかわらず、その時価を測定することは、識別可能純資産のうち少数株主持分相当額を測定することよりもコストがかかると指摘している者もいる。

また、会計基準のコンバージェンスの観点からは、米国における上場企業の上位 500 社及び欧州における上場企業の上位 600 社によれば、ほとんどの企業にとって少数株主持分は資本の重要な構成要素ではなく、この取扱いの違いにかかわらず、多くの企業結合に対する会計処理のほとんどが一致するものと結論付けている。

2. 実施した調査の概要

我が国においては、子会社の資産及び負債の評価方法として全面時価評価法と部分時価評価法の選択適用が認められているが、ここでは、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに終了する連結会計年度における両者の適用状況を調査した。具体的には、日本公認会計士協会が提供する有価証券報告書検索システム（eSPER サーチ）において、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を対象に、「全面時価評価法」及び「部分時価評価法」をキーワードとして¹⁵、それぞれの方法の適用件数を調査した。

調査の結果、同期間に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書を提出した企業のうち、全面時価評価法を採用しているものが 3,326 社あるのに対し、部分時価評価法を採用しているものは 125 社に留まっていた（表 4 参照）。

¹⁵ 会計方針（連結財務諸表作成の基本となる重要な事項）に明示されているものに限る。

【表 4】 全面時価評価法と部分時価評価法

	適用社数	割合
全面時価評価法	3,326 社	96.4%
部分時価評価法	125 社	3.6%
合計	3,451 社	100.0%

平成 9 年改正前の連結原則の下では、投資消去差額の原因分析を通じて、結果的に部分時価評価法と同様の処理が行われていたが、現行の連結原則では、部分時価評価法に加え全面時価評価法が認められたことから、過去の段階取得日ごとの時価評価をしなければならないという実務上の煩雑さを回避すべく、現在では多くの企業で全面時価評価法が採用されているものと考えられる。

3. 今後の検討課題

少数株主持分について、国際的な会計基準では、時価によって測定するか又は時価で測定された識別可能純資産のうち少数株主持分相当額によって測定するのに対して、日本基準では、取得した識別可能な純資産のうち少数株主持分相当額によって測定するものの、その方法として、当該識別可能な純資産の時価を基礎として測定する方法（全面時価評価法）のほか、帳簿価額を基礎として測定する方法（部分時価評価法）が認められている。

このうち、部分時価評価法は、親会社が株式を取得した際の親会社の持分を重視する考え方であり、また、我が国の連結決算における実務慣行として長きにわたり行われてきた方法であった。しかし、採用している企業数が少ないことに加え、企業結合会計基準では、全面時価評価法のみが認められていることにも考慮して、これらの選択適用の廃止に関する今後の検討を進めていくことが考えられる。

また、全面時価評価法においては、支配獲得後における追加取得時に当該追加取得に係る資産及び負債の時価評価を行わないため、追加取得額（投資額）と追加取得による持分相当額の差のすべてが必ずしも超過収益力を表しているとは言えないものの、現行の連結原則ではのれんとして計上することとなっている点など、派生的に検討を要する論点も考えられる。

なお、国際的な会計基準では、少数株主持分の測定も時価で行うという考え方も示されているが、この方法については、時価により測定された少数株主持分の意義や、その際に計上される全部のれんの是非などについて、財務諸表の目的に照らした慎重な検討が必要であると思われる。

第5章 段階取得における会計処理

株式の購入が段階的に行われることによってある企業結合が達成される場合のように、1つの企業結合が達成されるまでに複数の取引を伴うことがある。このような段階取得が行われた場合、当該一連の取引に係る取得原価の測定や、取得した資産及び負債の評価をどのように行うべきかという問題がある。この問題は、それらの差額であるのれんの算定にも関係する。

このうち、取得した資産及び負債の評価、すなわち、全面時価評価法か部分時価評価法かという問題については、株式の購入が一括して行われる場合にも生じるものであり、本報告では、第4章「少数株主持分の測定」においてまとめている。

我が国においては、株式等の購入が段階的に行われた場合の投資額は、過去から取得している当該株式等の累積原価（すなわち、取得企業が支配を獲得するに至った個々の取引ごとに取得の対価の時価を算定し、それらを合算したもの）とされている。

一方、国際的な会計基準では、支配が達成される前に取得した被取得企業の少数株主持分を含め、取得日（支配獲得日）¹⁶においてすべての持分（対価）を時価で再評価し、企業結合前に所有していた持分の再評価に伴い発生する差額は損益として処理することとされている。

本章では、それぞれの会計基準における考え方を比較するとともに、今後の検討課題についてまとめている。

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

(1) 段階取得における会計処理の比較要約表

日本基準	IFRS 第3号及びSFAS 第141号 (R)
<p>段階取得における投資額は、過去から取得している株式の累積原価（すなわち、取得企業が支配を獲得するに至った個々の取引ごとに取得の対価の時価を算定し、それらを合算したもの）とする。</p> <p>また、資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用する場合には、支配獲得日前の株式の取得日ごとに被取得企業の識別可能資産・負債を時価で評価し、全面時価評価法を採用する場合には支配獲得日における時価で評価する。</p>	<p>過去に取得した持分（対価）も支配獲得日における時価で再評価し、企業結合前に所有していた持分を再評価したことによる差額は損益として処理する。</p> <p>また、被取得企業の識別可能資産及び負債は、支配獲得日における時価で評価する。</p>

¹⁶ 本章においては、単に株式を取得した日を意味する場合には「取得日」、被取得企業の支配を獲得した日を意味する場合には「取得日（支配獲得日）」又は「支配獲得日」と表記する。

(参考) 国際的な会計基準の改訂前の取扱い

改訂前 IFRS 第 3 号	改訂前 SFAS 第 141 号
<p>段階取得における投資額は、取得企業が支配を獲得するに至った個々の取引日における取得の対価の時価を合算して算定する。</p> <p>また、支配獲得日前の株式の取得日ごとに、被取得企業の識別可能資産・負債を時価で評価し、当該取引ごとにのれんを算定する。さらに、支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを公正な評価額により評価する。</p>	<p>原則として、支配獲得日前の株式の取得日ごとに、識別可能資産・負債のうち親会社持分に相当する額を時価で評価し、当該取引ごとにのれんを算定する。</p>

(2) 我が国の会計基準の定めと主な根拠

① 我が国の会計基準の定め

我が国では、段階取得における投資額は、過去から取得している株式の累積原価（すなわち、取得企業が支配を獲得するに至った個々の取引ごとに取得の対価の時価を算定し、それらを合算したもの）とされている。

また、ある企業結合が段階的に株式を購入することによって達成された場合の会計処理として、段階法（支配獲得日前の株式の取得日ごとにのれんを算定する方法）と一括法（支配獲得日に一括してのれんを算定する方法）があるが、我が国では、段階法は部分時価評価法¹⁷と、一括法は全面時価評価法と結びついている（連結原則注解 10）。

② 我が国の会計処理の主な根拠

上述のとおり、我が国の資本連結手続において相殺消去される親会社の投資額は、個別貸借対照表の投資原価であるとされている¹⁸（会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第 8 項本文）。これは、貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならないとする取得原価主義会計の考え方に基づくものであ

¹⁷ 部分時価評価法を採用している場合であっても、連結計算の結果が著しく相違しない場合には、支配獲得日における時価を基準として、子会社の資産及び負債のうち親会社の持分に相当する部分を一括して評価することができることとされているが（連結原則注解 8）、これは重要性が乏しい場合の取扱いを示しているものであるため、本報告では原則的な取扱いのみ取り上げることとする。

¹⁸ ただし、持分法適用関連会社が連結子会社となった場合には、連結貸借対照表上、当該投資原価に、それまで計上された持分法による投資損益等の累計額を加減した金額（持分法による投資評価額）となる（資本連結実務指針第 8 項ただし書き）。

り、また、購入取引からは原則として損益は生じないとする考え方と整合するものであると考えられる。

また、取得した資産及び負債の評価については、部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法が認められている。段階取得においては、前述したように我が国では、段階法と部分時価評価法、一括法と全面時価評価法という結びつきが示され、後述するように改訂前 IFRS 第 3 号では、段階法と全面時価評価法という結びつきが示されていた（表 5-1 参照）。

【表 5-1】 段階取得の会計処理に係る改訂前 IFRS 第 3 号との比較

取得した資産及び負債の評価	段階取得における のれんの算定	段階法	一括法
	部分時価評価法	日本基準	
	全面時価評価法	改訂前 IFRS 第 3 号	日本基準

前章での議論 (部分時価評価法か全面時価評価法か)	本章での議論① (全面時価評価法の下で 段階法か一括法か)
------------------------------	-------------------------------------

段階法と一括法との相違については、以下の[設例]のように示される。

[設例]

P 社は、S 社の株式を T_1 期と T_2 期に 2 回にわたって取得し、支配の獲得に至ったものとする。各取得時の持分比率をそれぞれ $X_1\%$ 、 $X_2\%$ 、各取得時の投資額をそれぞれ C_1 、 C_2 とし、また、各取得時の子会社の資本をそれぞれ E_1 、 E_2 とする（さらに、それぞれの資本に含まれる留保利益を R_1 と R_2 、取得した資産及び負債の時価評価差額相当額を U_1 と U_2 とする。）。 T_1 期から T_2 期までののれんの償却を考えないものとした場合の投資と資本の相殺消去は、次のようになる。

ア 段階法の場合

(借) 資本 のれん	E_2 $(C_1 - X_1E_1) + (C_2 - X_2E_2)$	(貸) S 社株式 少数株主持分 剰余金	$C_1 + C_2$ $(1 - X_1 - X_2) \times E_2$ $X_1 \times (E_2 - E_1)$
---------------	--	----------------------------	---

イ 一括法の場合

(借) 資本	E ₂	(貸) S社株式	C ₁ +C ₂
のれん	C ₁ +C ₂ - (X ₁ +X ₂)×E ₂	少数株主持分	(1 - X ₁ - X ₂)× E ₂

このように、取得がT₁期とT₂期に2回行われて支配の獲得に至ったとした場合、段階法では一括法に比べ、T₁期からT₂期までに増加した子会社の資本のうちT₁期に親会社となる取得企業が取得した持分相当額X₁(E₂ - E₁)だけ、剰余金が大きくなる。このため、のれんの金額が同額異なることとなる。

全面時価評価法の場合において、我が国では一括法の考え方による一方、改訂前IFRS第3号では段階法の考え方によっており、その相違であるX₁(E₂ - E₁)については、留保利益分（いわゆる取得後剰余金）X₁(R₂ - R₁)のみならず、取得した資産及び負債の時価評価差額X₁(U₂ - U₁)も含まれるため¹⁹、当該金額の剰余金とのれんが異なることとなる。

(3) 国際的な会計基準の定めと主な根拠

① 国際的な会計基準の定め

IFRS第3号及びSFAS第141号(R)では、段階的に取得した企業結合(a business combination achieved in stages²⁰)が行われた場合、取得企業は、以前から所有していた被取得企業の持分を取得日(支配獲得日)の時価によって再評価し、再評価の結果生じた差額については損益として認識しなければならないとされている²¹。

② 国際的な会計基準の主な根拠

改訂前IFRS第3号では、段階的な株式購入によって企業結合が行われた場合、取得企業はそれぞれの購入取引ごとに、当該取引の原価とその取引日における識別可能資産及び負債の時価に基づき、それぞれの取引に関連したのれんを算定するものとされていた(段階法)。さらに、支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを時価により評価するものとされていた(全面時価評価法)。これはIFRS第3号の前の企業結合に係

¹⁹ ここでは、T₁期における子会社の資本E₁は、子会社の個別貸借対照表における留保利益R₁を含む株主資本と取得した資産及び負債の評価の時価評価差額U₁の合計と等しい(T₂期も同様)としている。

なお、段階法でも部分時価評価法の場合には、当初取得後の資産及び負債の評価の時価評価差額U₂のうち、取得企業が追加取得した持分相当額X₂U₂だけが、子会社の資本E₂を構成し、X₁U₂は処理されないため、計上されない。

²⁰ しばしば「step acquisition」ともいわれるものである。

²¹ さらに、以前から所有していた被取得企業の持分につき、過年度の財務諸表において、時価評価による評価差額金を「その他の包括利益(other comprehensive income)」として認識していた場合には(例えば、その投資が「売却可能有価証券」に分類されていた場合など)、当該その他の包括利益として認識されていた金額は、取得日(支配獲得日)時点の損益の計算に含めるよう組み替えることとされている。

る会計基準であった IAS 第 22 号の規定を引き継いだものであり、企業結合プロジェクトの第 2 フェーズにおいて再検討する予定であるとされていた²²。

その後、平成 19 年 10 月に改訂・公表された IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、前述のとおり、過去に取得した被取得企業の株式（持分）も含め、取得の対価はすべて取得日（支配獲得日）において評価するものとされた。この理由として、おおむね次の事項が挙げられている。

- ・少数株主持分としての株式を所有することから企業の支配を獲得することへの変化は、投資の性質及びそれを取り巻く経済環境が大きく変わることの意味する。したがって、このような変化によって、投資の分類及び測定が変わることは当然のことである。
- ・FASB が平成 15 年 8 月に関係者を集めて開催した円卓会議において、財務諸表の利用者は、過去に所有していた株式を再評価することによる損益が財務諸表に適切に注記される限り、実務を変えることになっても重要な問題は生じないとした。
- ・原価を累積するという実務は、財務報告における多くの不整合と欠陥につながることになる。
- ・購入取引により利益が認識される機会を容認することについて懸念が表明されることがあるが、この再測定によって損失が計上されることもあり得る。また、そもそもこの損益は購入取引からもたらされるものとするのは適切ではなく、むしろ、今日の複雑な会計モデル下において、経済的な損益はあらゆる金融商品から発生すると考えられる。

2. 今後の検討課題

改訂前 IFRS 第 3 号では、段階取得における投資額は、当該取得に要した支出額、すなわち累積原価で測定するとされていたため、この点では日本基準と一致していた。しかしながら、のれんの算定（及び剰余金の算定）に関連して、改訂前 IFRS 第 3 号では、段階法と全面時価評価法という結びつきが示されていたため、全面時価評価法の下でも一括法とのみ結びつく我が国の処理とは同じではなかった。

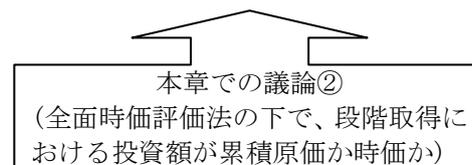
一方、改訂された IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、段階取得における投資額について、一律に取得日（支配獲得日）の時価で測定することとしている（表 5-2 参照）。このような会計処理の相違は、企業結合という事象や企業結合における投資の性質の変化をどのように考えるかによって異なってくるものと思われるが、この点については、支配獲得時の処理のみならず、支配喪失時の処理とも合わせて検討する必要があるであろう²³。

²² この第 2 フェーズでの審議の結果、平成 19 年 10 月に、IFRS 第 3 号が改訂されるに至っている。

²³ 国際的な会計基準では、支配の獲得又は喪失を極めて重要な事象と捉え、今後は、保有する投資額について時価評価を行い帳簿価額との差を当期の損益とするものとしている。一方、我が国の事業分離等に関する会計基準では、事業分離により分離先企業に対し支配も影響力も及ばなくなった場合には同様の取扱いをするものの、事業分離により分離先企業が新たに

【表 5-2】 段階取得の会計処理に係る改訂前 IFRS 第 3 号及び IFRS 第 3 号との比較

段階取得における投資額の算定	取得に要した支出額の合算(累積原価)		時価
段階取得における のれんの算定 取得した資産及び負債の評価	段階法	一括法	一括法
部分時価評価法	日本基準		
全面時価評価法	改訂前 IFRS 第 3 号	日本基準	IFRS 第 3 号



これらは、支配の獲得又は喪失が、企業結合や事業分離を伴う投資の実態や本質に影響を及ぼすものであると判断されるかどうかという問題であるが²⁴、仮にそのような見方が肯定される場合には、持分法の位置付けや関連会社株式の貸借対照表価額等、他の会計処理との整合性についても、今後、検討していくことになると思われる。すなわち、我が国の企業結合会計基準をはじめとする他の論点を合わせた広範な検討が必要となろう。

関連会社となる場合における分離元企業の会計処理は、現行の会計基準等における考え方を踏まえれば、事業分離により分離先企業が新たに子会社となる場合と同様に、移転された事業に関する投資が継続しているとみることが適当としている。

²⁴ この論点は、事業分離等に関する会計基準では、現行の会計基準等との整合性を重視するか、それよりも、移転された事業に対する分離元企業の支配の喪失が、当該事業投資のリスクから解放され、移転損益を認識するという不可逆的な成果が得られた状態を指すものと考えられるかどうかという問題ともいえるとしている。

第 6 章 外貨建のれんの換算方法

在外子会社の取得により発生したのれんを決算日において本国通貨に換算する場合、発生時の為替相場により換算するか、あるいは、決算日の為替相場により換算するかという問題がある。日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建取引等実務指針」という。）は前者の方法を採用する一方、国際的な会計基準では後者の方法を採用している。

この相違は、在外子会社の取得により発生したのれんが取得企業に帰属するものなのか、あるいは、被取得企業に帰属するものなのかという考え方に起因するものと言われている。本章では、それぞれの会計基準における考え方を比較するとともに、我が国における調査の結果を踏まえて、外貨建のれんの換算方法に関する今後の検討課題を示している。

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

(1) 外貨建のれんの換算方法に関する会計処理の比較要約表

日本基準	IAS 第 21 号及び SFAS 第 52 号
発生時の為替相場で換算する。	決算日の為替相場で換算する。

(2) 我が国の会計基準の定めと主な根拠

我が国において外貨建のれんは、親会社の資本連結手続上、すでに円貨額で固定されているため、発生時の為替相場で換算することとされている。すなわち、外貨建取引等実務指針第 40 項において、「親会社が在外子会社を連結する場合、親会社の子会社投資から発生する連結調整勘定は親会社の通貨である円貨額で固定されているため、連結調整勘定残高及び連結調整勘定償却額は、為替相場の変動による影響を受けない」とされている。

(3) 国際的な会計基準の定めと主な根拠

① 国際的な会計基準の定め

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」では、在外子会社の取得により生じるのれんは在外子会社の資産又は負債として処理される。したがって、在外子会社の機能通貨で表現され、決算日レートで換算されることになる。また、SFAS 第 52 号「外貨換算」の定めも、これと同様のものとなっている。

② 国際的な会計基準の主な根拠

IAS 第 21 号によれば、外貨建のれんに関する処理は、概念的にはそののれんが次のどちらに該当するかにより決まるとされている。

- ・ 被取得企業の資産及び負債の一部（これによれば、決算日レートで換算することになる。）

・親会社の資産及び負債の一部（これによれば、発生時レートで換算することになる。）

IAS 第 21 号では、のれんは在外子会社の資産と考えられ、その重要な部分は個別の認識の要件を満たさない無形資産を実質的に構成するとみなされるため、被取得企業のその他の資産、特に無形資産と同じ会計処理によるべきであるとし、決算日の為替相場により換算すべきであるとしている。また、被取得企業がさまざまな機能通貨を持つ多くの事業体で構成される場合には、そののれんは在外子会社の各々の異なる機能通貨の水準に配分する（プッシュ・ダウン）必要があるとしている。

また、SFAS 第 52 号も、在外子会社の取得により生じるのれんは在外子会社の貨幣性資産及び負債であるため、決算日の為替レートにより換算すべきとしている。

[設例]

X1 年期首に在外子会社の株式 100%を\$30 (¥3,000) で取得した。当該子会社の資産の時価は\$20、負債は 0、資本は\$20 であったものとし、また、その時の為替レートは¥100/\$であったものとする。

当該子会社は X1 年に純利益\$5 を計上した。当該子会社の取得に係るのれんは 5 年で均等に償却するものとする。なお、X1 年の期中平均及び期末における為替レートは¥110/\$であったものとする。

(在外子会社の貸借対照表)

X1 年期首		X1 年期末	
(\$)		(\$)	
資産	20	資産	25
資本	20	資本	20
		留保利益	5

ア 発生時の為替相場により換算する場合（のれんは取得企業に帰属するとみる場合）

<親会社の連結修正処理>

X1 年期首		X1 年期末	
(¥)		(¥)	
資産	2,000	資産	2,750
のれん	(*1) 1,000	のれん	(*2) 800
子会社株式	3,000	子会社株式	3,000
		純利益	(*3) 350
		為替換算調整勘定	(*4) 200

(*1) 取得時ののれん：¥3,000－子会社の資本\$20×取得時の為替レート¥100/\$＝¥1,000

(*2) X1 年期末ののれん：取得時ののれん¥1,000×4年/5年＝¥800

(*3) 純利益：在外子会社での純利益\$5×X1 年の為替レート¥110/\$－のれん償却額¥200(＝¥1,000×1年/5年)＝¥350

(*4) X1 年期末の為替換算調整勘定は、取得時における子会社の資本\$20 と、その後の為替レートの差¥10/\$ (＝¥110/\$－¥100/\$) からなる。

イ 決算日の為替相場により換算する場合（のれんは被取得企業に帰属するとみる場合）
 <親会社の連結修正処理>

X1 年 期 首		(¥)		X1 年 期 末		(¥)	
資産	2,000	子会社株式	3,000	資産	2,750	子会社株式	3,000
のれん	(*5) 1,000			のれん	(*6) 880	純利益	(*7) 330
						為替換算調整勘定	(*8) 300

(*5) 取得時ののれん：¥3,000－子会社の資本\$20×取得時の為替レート¥100/\$=¥1,000

(*6) X1 年期末ののれん：取得時ののれん\$10×4年/5年×X1 年期末の為替レート¥110/\$=¥880

(*7) 純利益：(在外子会社での純利益\$5－のれん償却額\$2(=\$10×1年/5年))×X1 年の為替レート¥110/\$=¥330

(*8) X1 年期末の為替換算調整勘定は、取得時における子会社の資本\$20 とのれん\$10 の合計\$30 と、その後の為替レートの差¥10/\$ (=¥110/\$－¥100/\$) からなる。

このように、在外子会社の取得により発生したのれんを発生時の為替相場により換算するか、あるいは決算日の為替相場により換算するかにより、当該為替相場の差異が、のれんの残高及びのれんの償却額の相違をもたらす、また、為替換算調整勘定の相違をもたらすことになる。

2. 外貨建のれんの換算方法に関する市場関係者の意見

外貨建のれんの換算方法として、発生時の為替相場によって換算すべきか、あるいは、決算日の為替相場によって換算すべきかについて、第 1 章から第 3 章で取り上げた論点と同様に、市場関係者に対して意見聴取を行った。

企業からは、在外子会社に関連するのれんを有しているのは親会社であり、発生時に換算すべきであるとする我が国における現行の会計処理を支持する意見がある一方で、一般に為替相場の変動による影響は大きいことから、外貨建のれんについても決算日の為替相場で換算し、為替相場の変動による影響を財務諸表に反映させる方が望ましいとする意見もあった。また、在外子会社に対しては外貨で投資を行うことが多く、外貨で配当を受けていることから、在外子会社に対する投資から生じたのれんも外貨建資産であり、決算日の為替相場で換算すべきであるという意見もあった。

また、監査人からは、円貨で投資を行ったその一部が連結上のれんとして処理されているのであり、当該投資額にのれんが含まれていると考えれば、これを決算日の為替相場で換算することには違和感があるとの意見が出された。また、在外子会社への投資が成功したかどうかを判断するためには、為替相場の変動の影響を受けないよう、発生時の為替相場で換算することが良いのではないかとの意見もあった。一方、当該のれんを償却性資産

であるとの観点から見れば決算日の為替相場で、また、投資と資本の相殺消去との関係からは発生時の為替相場で換算するのが整合的であり、見方によっていずれの処理も考えられるのではないかとの見解もあった。

3. 今後の検討課題

IAS 第 21 号で指摘されているように、発生時の為替相場と決算日の為替相場のいずれの為替相場を採用すべきかについては、在外子会社の取得により発生したのれんが、取得企業（親会社）に帰属するものなのか、あるいは、被取得企業（在外子会社）に帰属するものなのかによるものと考えられる。

我が国における外貨建取引等の会計処理に関する実務指針では、もともと連結原則による連結調整勘定（のれん）は親会社の投資と子会社の資本の相殺消去の結果生じるものであるとして、親会社による在外子会社投資から発生する連結調整勘定及びその償却額は、為替相場の変動による影響を受けないものとされている。

一方、のれんは、取得企業が取得する資産及び引き受ける負債の純額を超える何らかの価値に対して支払われたものであり、のれんを被取得企業が有する資産と捉えるならば、他の識別可能資産及び負債と同様に、在外子会社の取得により生じた外貨建のれんも各期の為替相場の変動を反映させることが適当である²⁵。

今後は、上記のような考え方を踏まえ、外貨建のれんについて発生時の為替相場による換算から決算日の為替相場による換算への見直しを行うべきか否かの検討を行うことが考えられる。

以 上

²⁵ 在外子会社の取得により発生したのれんが被取得企業（在外子会社）に帰属するものとした場合には、在外子会社の個別財務諸表に当該のれんを計上することにつながるのではないかとの見方もあるが、当該のれんの換算は、在外子会社の資産及び負債の換算と同様に連結上の処理として行えば足りるため、在外子会社の個別財務諸表に当該のれんを計上することには必ずしもつながらないものと考えられる。